

# 東北医科薬科大学学生会会則

令和元年5月25日制定

令和7年6月1日改正

## (総則)

第1条 本会は、東北医科薬科大学学生会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、自治により学生諸団体、東北医科薬科大学当局、医学・薬学関係諸団体等との連携をもって次の事項を実現することを目的とする。

- (1) 学生生活の向上、大学の自治擁護、医学生・薬学生としての本分発揮
- (2) 文化、科学、スポーツの普及・発展
- (3) 大学内外間の交流促進

## (組織)

第3条 本会は、東北医科薬科大学に在籍する全学生をもって組織する。

第4条 本会の運営を適正かつ能率的に処理するため、次の役員を中心とする執行委員会を置く。

- (1) 学生会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 財務長1名
- (4) 会計監査長1名

2 役員の任期は1年（当年11月1日～翌年10月31日まで）とし、再任は妨げない。

第5条 学生会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。財務長は本会全体の財政を管理する。会計監査長は本会会計及び専務の業務を監査する。

第6条 執行委員会においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 学生諸団体の認定及び組織に関すること
- (3) 備品・施設の使用及び管理に関すること
- (4) 学生諸団体間の連絡及び調整に関すること
- (5) 学生総会の開催及び運営に関すること
- (6) 東北医科薬科大学当局との調整及び報告に関すること
- (7) 会則・活動ルール等の制定及び改廃に関すること
- (8) 広報及び情報提供に関すること
- (9) 行事・イベントの企画支援に関すること
- (10) その他、学生諸団体の健全な運営に必要な事項

第7条 執行委員会役員は、執行委員会において選出された候補者から全学生の総意に基づき選任する。

2 選挙は、執行委員会を除く学生会員から選出された選挙管理委員長によって行われる。

第8条 学生諸団体は、本会が定める基準を満たしていることを条件に、大学の承認を得て設立される。

第9条 本会最高の議決機関は、学生総会とする。学生総会は年2回開催し、臨時学生総会は必要に応じて開催する。

2 学生総会は、次の事項について協議し、決定する。

- (1) 会則改廃
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) その他学生諸団体等の活動に関する基本方針及び重要事項の決定

3 学生総会は、出席及び委任の数が全学生の 1/3 以上をもって成立とする。

(会計)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第 11 条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(改廃)

第 12 条 この会則の改廃は、学生総会の承認を得て行う。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 25 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 6 月 1 日)

この会則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。